

公平交易法（ホテル内装デザインの類似は不当競争に該当）

【書誌事項】

当事者：A社（原告）vs B社（被告）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：104民著訴第32号

言渡し日：2018年9月14日

事件の経過：（抜粋）A社請求一部容認。

1. B社は、A社に対し賠償金を支払い、係争デザインを変更すること。
2. B社HP及び関連ホテルサイトで掲載するA社ホテルの部屋写真を削除すること。
3. B社は係争デザインを使用した部屋の宿泊者への提供してはならない。
4. 謝罪広告を出すこと。

【判決概要】

1. 内装デザインの創作は、オリジナリティがあれば、建築著作と同様に保護する必要がある。
2. しかし、A社の内装デザインは全体を一つの創作としてみなければならず、各部分に分けて単独に著作権の保護を主張することはできない。
3. B社が不当にA社の内装デザインを模倣した行為により、デザインの創作及び内装補修の時間を節約したどころか、多額のデザイン費用を支払うことなく容易に内装を完成させて対外営業を行うことができた。当該ただ乗り行為は、ホテル業の取引秩序に影響を及ぼすので、公平交易法第25条の「取引秩序に影響する欺罔または明らかに公平を逸する行為」を構成する。

【事実関係】

A社は大手ホテル業者で、その傘下のホテルの内装デザインを有名デザイナーに依頼し、工夫を凝らした部屋のデザイン（以下、「係争デザイン」をいう）としていた。B社はA社の同業者であり、自らデザイン等を工夫せずに、何回も顧客名義でA社傘下のホテルに宿泊し、その間に部屋のデザインを撮影、採寸し、自らのホテルの部屋に同じデザインを施した。A社はB社が自分の著作権を侵害したとして、B社を提訴した。裁判所は、B社に賠償金及び係争デザインの変更を命じたほか、内装を変更するまで係争デザインを使用した部屋の宿泊者への提供を禁止した。

【判決内容】

1. 建築著作とは、外観とその構造以外に、建築物の内部及びその周辺の空間等を含

む。建築著作と内装デザインの固有の意味として、前者は建築の外部、構造を指し、後者はその内部空間の創作を指しているが、その性質上、実に相互に影響するものである。近年もよく内装デザイン大賞などのコンテストが見られ、優秀な内装デザインの芸術性やその経済価値を否めないため、内装デザインの創作は、オリジナリティがあれば、建築著作と同様に保護する必要がある。

2. しかし、A社の内装デザインは全体を一つの創作としてみなければならず、各部分に分けて単独に著作権の保護を主張することはできない。A社は内装デザインの創作過程及びオリジナリティ等について関連証拠を提出していないので、当裁判所はA社の内装デザインの全体が「オリジナリティ」を有しているかについて、またA社とB社の内装デザイン「全体」が実質的類似を構成するかについて（「質」の類似と「量」の類似を含む）、対比することができない。B社らが係争デザインの著作財産権を侵害したとの原告の主張は採ることができない。
3. B社は、不当にA社の内装デザインを模倣した行為により、デザインの創作及び内装補修の時間を節約したどころか、多額のデザイン費用を支払うことなく容易に内装を完成させて対外営業を行うことができた。当該ただ乗り行為は、ホテル業の取引秩序に影響を及ぼすので、公平交易法第25条の「取引秩序に影響する欺罔または明らかに公平を逸する行為」を構成する。

【専門家からのアドバイス】

1. 著作権法には、建築著作を一つの著作として明示したものの、その具体的な内容に関しては解釈されていない。本件判決は、明確に内装デザインも一つの著作として、著作権の保護対象であることを明示した。しかし、その同時に内装デザインを保護に値するのは、その創作過程及びオリジナリティ等についての証拠を要することを示した。
2. しかし本件判決では、たとえ著作権の侵害が立証できなかったとしても、公平交易法による保護が可能であることも示された。公平交易法25条は最近、知的財産の保護に関してよく引用されていて、本条に関する動向も引き続き注目する必要がある。
3. 本件判決による、今後の内装デザインに関する著作権の判決への影響について注目する必要がある。